

老人保健施設リバティ博愛  
指定（介護予防）訪問リハビリテーション

運 営 規 程

社会福祉法人 博愛会

# 老人保健施設リバティ博愛

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人博愛会が開設する老人保健施設リバティ博愛（以下「老人保健施設リバティ博愛」という。）が行う指定（介護予防）訪問リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項の定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士およびその他の職員（以下「療法士等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にあり、当該医師の診療に基づき指定（介護予防）訪問リハビリの必要を認めた高齢者に対し、適正な指定（介護予防）訪問リハビリを提供することを目的とする。

## (運営方針)

第2条 事業に従事する療法士等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう支援する。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 その他「和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年和歌山県条例第65号）及び「和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成24年和歌山県条例第66号）を遵守する。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 老人保健施設リバティ博愛
- 二 所在地 和歌山県御坊市名田町野島1番地9

## (職員の職種、人数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、人数、及び職務内容は次のとおりとする。ただし、必要と認めるときは、職種の定数を上回る職員を置き、又は一部職種については兼任又は兼務することができる

- |                       |      |
|-----------------------|------|
| 一 管理者                 | 1名   |
| 従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。 |      |
| 二 医師                  | 1名以上 |

三 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上  
療法士等は、事業所の医師の診療に基づき（介護予防）訪問リハビリ計画書及び（介護予防）訪問リハビリ報告書を作成し、指定（介護予防）訪問リハビリの提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

- 第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日から1月3日までを除く。
  - 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする

（（介護予防）訪問リハビリの内容）

- 第6条 指定（介護予防）訪問リハビリの内容は、事業所の医師の診療に基づき、要介護者等の居宅を訪問し、基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行う、理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーションとする。

（利用料等）

- 第7条 指定（介護予防）訪問リハビリを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定（介護予防）訪問リハビリが法定代理受領サービスであるときは、その利用者の負担割合の額とする。
- 2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定（介護予防）訪問リハビリに要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
    - 一 通常の事業の実施地域を超えた場合は超えた地点より3kmごとに42円（内税）加算する
    - 3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業実施地域）

- 第8条 通常の事業の実施地域は、御坊市、日高町、由良町、印南町、美浜町、日高川町（川辺地区）の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

- 第9条 事業に従事する療法士等は、（介護予防）訪問リハビリを実施中に、利用者の症状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(記録の整備)

- 第10条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備保管するものとする。
- 2 利用者に対する(介護予防)訪問リハビリサービスの提供に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保管しなければならない。

(虐待の防止等)

- 第11条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について療法士等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 療法士等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体的拘束等の適正化)

- 第12条 指定(介護予防)訪問リハビリの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての重要事項)

- 第13条 老人保健施設リバティ博愛は、療法士等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、勤務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 繼続研修 年12回
- 2 職員は、業務上の知り得た利用者又はその家族の情報を正当な理由がない限り、漏らしてはならないとし、その職員が退職した後も同様とする。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人博愛会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年 1月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 1年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7年 9月 1日から施行する。